

# 日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(目 的)

## 第1条

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議（以下「連絡会議」という）を開催する。

(構 成)

## 第2条

連絡会議は、次の各号に掲げる有資格者の代表、アスレティックトレーナー部会委員および学識経験者をもって構成する。

- (1) 中央競技団体所属の有資格者
- (2) 都道府県体育協会所属の有資格者
- (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者
- (4) 日本体育協会所属の有資格者

また、その選任は、日本体育協会で決定する。

(運営委員会)

## 第3条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案及び準備、運営にあたる。

2. 運営委員は、第2条に掲げる者の中から20名程度を日本体育協会が選任する。
3. 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期満了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会 議)

## 第4条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は随時これを開催する。

(運営委員長および副委員長)

## 第5条

運営委員は、互選で運営委員長および運営副委員長を選出する。

2. 運営委員長は、アスレティックトレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(規則の変更)

## 第6条

この規則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することが出来る。

付 則

- (1) この規則は、平成11年11月26日から施行する。
- (2) 平成17年11月25日改定
- (3) 平成27年11月26日改定